
監査だより Vol. 4

岩手県監査委員事務局 平成 21 年 3 月発行

☆ 最近の予備監査事例から ☆

最近の監査の事例をお知らせします。同様の処理をしていませんか？

予備監査における不適切な事務処理事例についてその情報をお知らせします。同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

なぜ現金があるの？・・・

現金の取扱いは大丈夫？

現金保管の不適当(指摘)

会計規則上、収入金を領収したときは、当日又は翌日に現金払込票により指定金融機関に払い込まなければならないこととされているが、収入金 5,000 円を受領し 20 日間にわたって事務所の金庫の中で保管していたものがありました。

事務局長からのひとくちコメント

人事異動のため、それぞれの部所で培ってきた改革・改善の努力などが継続されないことがあります。担当職員に任せるだけでなく、課長級の職員が変化を敏感に捉えることが重要だと考えます。

また、不適切な事務処理は年度末に起こっていたものでした。

新旧の担当者が、十分な引継ぎを行い、厳正な視点で事務の総点検をする時期だと考えます。

平成20年度の監査業務ではお世話になりました。引き続き、監査業務に御理解をお願いします。

扶養親族確認を省略していませんか？

支出命令の不適当(指摘)

扶養手当の支給に当たり、別居父母への送金事実の確認が不適切(6月の振込金受領書のみ添付)であったため、扶養手当及び期末手当 346,000 円が過大支給となっていました。

前年度に引き続き、事務が改善されなかったため指摘に格上げ？！

調定の不適当(指摘)

19年度に調定事務の遅れがあったが、20年度においても負担金の調定の遅れ(5ヶ月、5件、11,000円)があり、依然として改善が図られていないと認められたことから、本来、注意すべき内容のものが指摘となりました。

☆ 平成21年度の監査はここを改善します ☆

監査委員事務局では、毎年度、「監査の執行方針」と「監査の実施計画」をたて、新年度の監査に臨みます。

平成21年度の執行方針と実施計画の主な見直し点は、下記のとおりです。

【執行方針について】

- (1) 不適当な事務処理を踏まえ、予算の適切な執行に留意することを執行方針に加えました。
- (2) 財政的援助団体などの監査を定期監査の中で一体的に実施するため、執行方針に加えました。

【重点項目及び着眼点】

- (1) 業務委託及び請負工事の随意契約
- (2) 財産（特に、土地及び建物）の管理
- (3) 需用費及び備品購入費の執行
- (4) 公営企業及び出資法人等の財務
- (5) 学校徴収金、団体徴収金等の管理



不適当な事務処理を執行方針に明記したことを踏まえ、重点項目としました。

また、これまでも監査してきた学校徴収金等については、依然として不適切な事務処理が認められることから、重点項目としました。

定期監査実施計画における主な改善内容

- 1 監査実施計画数 297 機関(前年度より14機関の増、実施率は84.0%から90.3%に向上)
- 2 警察署(17機関)は隔年実施から毎年度実施とします。
- 3 9月以降に監査していた警察署等を決算監査(9月以前)で実施します。
- 4 予備監査の充実のため、従事職員を増員しました。
- 5 アンケート結果に基づき、センター病院・広域基幹病院の予備監査時期を改善しました。

☆ 平成20年度の監査結果の特徴 ☆

平成20年度の指摘件数は27件で前年度に比べて9件の減少となりました。また、注意件数は35件で前年度に比べて3件の増加となっています。

特徴的な点としては、監査基準によって、指摘や注意までに至らないが、監査委員に報告する不適切な事務処理である特記事項が396件、前年度に比べて159件と大きく増加しています。

金額的には大きくない、遅れの期間もそう長くないというものとなりますが、適正な事務処理に向け、注意をお願いします。

【年度別指摘・注意に係る影響額】

(単位:円)

実施年度	指 摘	注 意	合 計
平成19年度	13,378,646	7,206,279	20,584,925
平成20年度	369,025,158	7,628,769	376,653,927

※ 「影響額」は、普通会計、企業会計の合算額です。なお、県営住宅家賃や母子寡婦償還金に係る収入未済額の影響額を含んでいません。また、特記に係る影響額もふくみません。

【年度別指摘・注意・特記に係る件数】

区 分	指 摘 内 容	H20 件数	H19 件数	増減
指摘事項	<p>【収入事務】 負担金等の調定が遅れているもの(4件) 収入証紙収納額報告誤り及び遅れ(3件) 等</p> <p>【支出事務】 扶養手当、期末手当等の認定誤り(9件) 報償費当の支払いの遅れ(3件)等</p> <p>【補助金事務】 補助金交付要領の著しく遅延した一部改正及び年度末での交付決定</p>	27 件	36 件	△9 件
注意事項	<p>【収入事務】 返納金債権の調定の遅れ 県営住宅滞納繰越分家賃及び駐車場利用料の二重調停 等</p> <p>【支出事務】 扶養手当、期末手当等の認定誤り(10件) 普通旅費、赴任旅費、委託料等の支払いの遅れ(5件)等</p> <p>【契約事務】 履行確認の不相当(4件) 委託料の積算誤り 等</p> <p>【財産管理】 重要物品管理表への登録漏れ(5件) 等</p>	35 件	32 件	3 件
特記事項	<p>【予算経理一般】 その他予算経理の不相当(26件) ※ 不適当な経理事務に係るもの</p> <p>【収入事務】 調定の不相当 収入証紙の取扱いの不相当 等</p> <p>【支出事務】</p>	396 件 (59 件) (31 件) (15 件)	237 件 (37 件) (16 件) (8 件)	159 件 (22 件) (15 件) (7 件) (60 件)

	支払いの遅れなど支出命令の不相当 等	(85件)	(43件)	(42件)
	【契約事務】 契約変更の理由や時期が不相当など変更 契約の不相当 等	(79件)	(51件)	(28件)
	履行確認が不十分など履行確認の不相当 等	(13件)	(3件)	(10件)
	履行確認が不十分など履行確認の不相当 等	(26件)	(12件)	(14件)
	【財産管理】 物品出納に関する帳票整理が不相当など 物品管理の不相当 等	(78件)	(64件)	(14件)
	物品出納に関する帳票整理が不相当など 物品管理の不相当 等	(34件)	(19件)	(15件)

※ 記載の事例及び件数は、主だったものを示しているため、総計と一致しません。

☆ 最新情報 ☆

☆ 優良事例の紹介 ☆

12月号では、他の公所でも活用できると思われる優良事例を皆さんに紹介しました。
今回は、県北家畜保健衛生所の備品管理に当たって、写真付の個票を使って、データベース管理していたケースを紹介します。

備品データベース
No.

細分類	分類	
1-06	プリンター	
物品番号	取引先	
414	00095338	(株)〇〇文具店
品名	規格・品質	
カラープリンター	エプソンLP-1	
現在数	受入年月日	現在場所
1	H16.4.25	会議室

現物写真



県北家畜保健所では、検査器具など、購入年度の違う同様の機種が多数あります。

こうした機器は小さくても高価なものが多く、備品整理表に記載し、確実に保管する必要があります。

同所では、写真入の個票をつくることによって、常に備品の保管場所が確認できるということです。

多くの備品を管理する公所にあつては、役にたつ方法ではないでしょうか。

☆平成20年度行政監査の結果について☆

委託又は指定管理を行っている施設の管理のあり方に関して、定期監査を通じて利用状況を検証する必要が生じた施設を対象として、必要性や経費の節減の観点から提言を行いました。

業 務 名	施 設 名
けんみん住宅プラザ等運営委託業務	けんみん住宅プラザ
岩洞湖家族旅行村管理業務	岩洞湖家族旅行村
船越家族旅行村管理業務	船越家族旅行村
陸前高田オートキャンプ場管理業務	陸前高田オートキャンプ場
岩手県民の森管理業務	岩手県民の森
岩手県滝沢森林公園管理業務	岩手県滝沢森林公園
岩手県千貫石森林公園管理業務	岩手県千貫石森林公園
岩手県大窪山森林公園管理業務	岩手県大窪山森林公園
岩手県折爪岳森林公園管理業務	岩手県折爪岳森林公園
岩手県立緑化センター管理業務	岩手県立緑化センター
岩手県立水産科学館管理業務	岩手県立水産科学館

調査結果による意見・提言

- 業務内容に応じた管理方法の変更等により、経費の削減等を検討する必要がある。
詳しい内容は、平成21年4月7日の県報に登載予定ですので、そちらをご覧ください。

☆行政監査的視点による調査の結果について☆

定期監査において、空き室が多いなど、職員公舎の利用状況が思わしくない例が散見されました。中でも、借地上の公舎において、利用のない場合、賃借料を無駄に支出していることとなります。今回、「教育員会における教職員公舎等の管理」について調査した結果、借地上にある未利用の公舎の状況は下表のとおりでした。

なお、調査結果については、意見を添えて報告書として教育委員会へ送付しました。

【平成20年度入居がない公舎】

学校数	教職員公舎	年間賃借料（円）
計10校	21棟41戸	3,071,159

【平成20年度入居率が50%以下の公舎】

学校数	教職員公舎	年間賃借料（円）
計12校	28棟57戸	4,184,985

調査結果による意見・提言

- 借地上の公舎等について、特に県有地上の公舎等に空室がある場合などにあっては、短期間であっても、賃借料を無駄に支出することとなり県民の理解を得られない。
- 短期的には、不要公舎の処分に多額の支出を強いられることも予想されるが、いずれは必ず取壊し費用がかかるので、早ければ早い程、無駄な支出は減り、財政的負担は少なくなる。
- 公舎等ばかりでなく、廃止された寄宿舎3棟、県立高校の統廃合により廃校となって活用されていない校舎1棟があり、こうした建築物については国庫補助財産処分の取扱いが変更されたこともあり、解体撤去を視野に入れて、早急に処分を検討すべきである。また、解体費用は相当額となることから、知事部局等やNPO団体、民間の産業団体等と連携し、別途の活用方法を積極的に検討することも必要である。

☆ 事務局トピックス ☆

☆ 監査実務研修会を開催しました ☆

平成 21 年 3 月 23 日、県及び市町村の監査委員や事務局職員を対象として監査実務研修会を開催しました。

講師には、横浜市監査委員事務局から林賢是監査担当課長をお迎えし、「定期監査における着眼点(監査技術)と事例等について」をテーマとして、予備監査における視点など実務を中心に講演をしていただきました。

監査委員事務局は、特に市町村においては兼務職員が多く、また、研修の機会も少ないことから、昨年に引継ぎ開催したものであり、今回の研修会にも 130 人を超える参加をいただきました。

市町村の監査委員事務局においても、今後の監査業務に役立てていただければと考えています。

